

◆広域自治体としてのコーディネート機能を発揮するためのガイドライン（案）

（基本方針）

- 当事者である市町村間で解決が困難な事案等について、コーディネート機能を発揮することは、広域自治体である府の役割として明確に位置づける（門前払いをしない）
- 当事者である市町村が自主的・主体的に課題解決できるよう、事案に応じ臨機応変かつ柔軟にサポートしていく

1. コーディネートのタイミング（いつから）

- 当事者である市町村から要請があった場合
- 市町村間で紛争が生じており、府として介入が必要と判断した場合
- 市町村が抱える新たな行政課題があり、府として周辺市町村との連携が必要と判断した場合
- 広域自治体である府として、市町村間の連携が必要と判断した場合

2. コーディネート機能の発揮（誰が）

- 基本は所管部局が対応
→ 課題に応じて部局間連携を行う

【新システム】

- ・コーディネートが必要な課題を可能な限り把握し、情報を一元管理（市町村課）
→ コーディネート機能を担う場合は、市町村課に連絡
- ・重要案件については経営企画会議や部長会議に諮り、トップマネジメントで進行管理

⇒ **トータルコーディネート機能の発揮**

※ 重要案件
（例）

- ・住民生活に大きな影響を及ぼし、クイックレスポンスする必要があるもの
- ・広域自治体である府として積極的にコーディネートを行う必要があると判断したもの

3. コーディネーターとしての役割（どこまで）

- 当事者間・関係者間で自主的・主体的に課題解決できるよう、公平な立場で、府民全体の利益を図る観点からサポート
⇒ 府の権限を背景とした強権的な解決は行わない（過剰関与、おしつけ、偏りはNG）

（対応例）

- ・関係者間の調整
- ・課題の論点整理 ⇒ 解決策の提示
- ・専門技術的な助言
- ・利害者調整
- ・国との調整

府の具体的対応については、事案に応じ経営企画会議や部長会議で方針を決定

- ※ 財政支援、人的支援（派遣等）が必要な場合は、別途、財政課や人事室等と協議（コーディネート機能とは異なる）